

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例概要

1 改正理由

区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において利用することができる特定個人情報の利用範囲を拡大するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正（30.6.27 公布、元.6.1 一部施行）を踏まえ、所要の改正を行う。

2 庁内における特定個人情報の利用範囲の拡大

(1) 特定個人情報を利用する事務の追加

区長部局において、特定個人情報を利用することができる事務として、次に掲げる事務を追加し、利用することができる特定個人情報（自ら保有するものに限る。）を定める。

事 務	特定個人情報
・児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報
・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する情報

(2) 特定個人情報の利用範囲の拡大

区長部局において、既に特定個人情報を利用することができることとされた事務について、利用することができる特定個人情報（自ら保有するものに限る。）を次のとおり追加する。

事 務	特定個人情報
・外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	医療保険給付関係情報、 <u>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給に関する情報</u> 、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等による特別児童扶養手当等の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要す

	<p>る費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による<u>特定医療費の支給に関する情報</u></p>
<p>・ 障害者に係る日中一時支援事業に関する事務</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</p>
<p>・ 児童育成手当の支給に関する事務</p>	<p>児童福祉法による障害児入所支援等の実施に関する情報、障害者関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護等に関する情報</p>

※ 下線部分の特定個人情報を追加する。

3 番号法の一部改正に伴う改正

番号法の一部改正により、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び予防接種法における事務において提供を受けることができる特定個人情報が拡大されたことを踏まえ、当該情報と重複する規定の整備を行う。

4 施行期日

公布の日